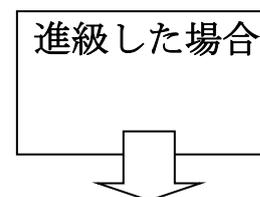
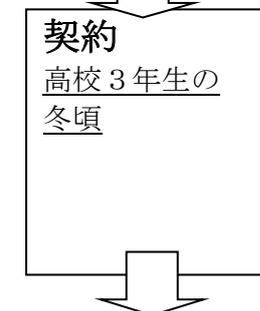
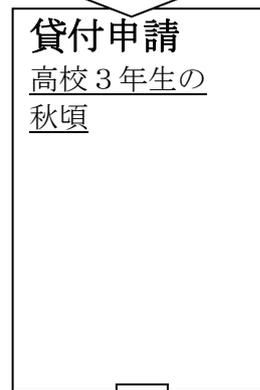
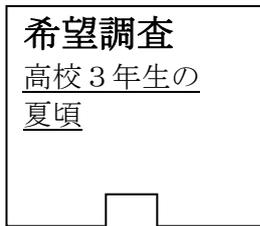


# 修学資金の手続きについて

## 1 貸付申込み～卒業までの手続き

### (1) 高校在学中に申請する場合



① 在学中の高等学校を經由して県社協に提出。

- ◎貸付希望者一覧（各高等学校ごと）
- ◎介護福祉士等修学資金希望調査票
- ◎自己推薦書（別記要領様式第3号-③）
- ◎申請者と生計を一にする家族の所得証明書

県社協において書類審査をし、対象者に在学中の高校を經由して申請を依頼。

② 在学中の高等学校を經由して県社協に提出。

- ◎修学資金貸付申請書（別記要領様式第1号-②）
- ◎身上調書（別記要領様式第2号）
- ◎高等学校長の長が発行した調査書又は推薦書（任意様式）
- ◎申請者と生計を一にする家族全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ◎連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
  - ・所得証明書※連帯保証人が保護者の場合は不要。
- ◎申請チェックリスト
- 生活保護受給世帯の方 …… 生活保護受給証明書

③ 県社協において書類審査をし、貸付けの可否を決定。

④ 貸付けの可否を在学中の高等学校を經由して申請者に通知。

⑤ 在学中の高等学校を經由して貸付契約書、借用証書等を提出。

- ◎借用証書（別記要領様式第25号）
- ◎修学資金貸付契約書2通（別記要領様式第14号-①）
- ◎個人情報に関する同意書（別記要領様式第39号）
- ◎振込口座（登録・変更）届出書（別記規程様式第1号）
- ◎進学先等確認票
- ◎進学先養成施設の合格証書（写）、または、受験票（写）
- ◎誓約書（別記要領様式第4号）

⑥ 養成施設入学後、指定された口座に資金の送金。

交付の時期は、4月、7月、10月、1月の予定です。  
(交付時期は変更になることがあります。)

※貸付初年度は7月、10月、1月の3回を予定。初年度の1回目は6か月分の送金を予定しています。

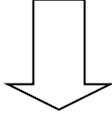
- ◎一部変更契約書
- ※高等教育の修学支援制度により貸付金額を変更する場合は、一部変更契約書を取り交わします。

⑦ 複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、養成施設を經由して以下の書類を県社協に提出。

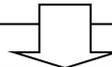
- ◎在学証明書（新年度のもの）
- ◎成績証明書

## (2) 養成施設（大学・専門学校等）在学中に申請する場合

希望調査  
4～5月頃



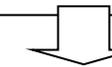
貸付申請  
6～7月頃



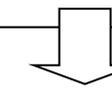
貸付決定



契約  
8月頃



資金の交付



- ① 在学中の養成施設を経由して県社協に提出。
  - ◎貸付希望者調査表（各養成施設ごと）
  - ◎自己推薦書（別記要領様式第3号-②）
  - ◎申請者と生計を一にする家族の所得証明書

県社協において書類審査をし、対象者に在学中の養成施設を経由して申請を依頼。

- ② 在学中の養成施設を経由して県社協に提出。
  - ◎修学資金貸付申請書（別記要領様式第1号）
  - ◎身上調書（別記要領様式第2号）
  - ◎推薦書（別記要領様式第3号-①）
  - ◎申請者と生計を一にする家族全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
  - ◎誓約書（別記要領様式第4号）※日本国籍の方のみ。
  - ◎申請チェックリスト
  - ◎連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
    - ・所得証明書※個人の連帯保証人の場合
  - 【法人の連帯保証人の場合】
  - ◎登記事項証明書
  - ◎前年度から2カ年分の決算書
  - ◎個人の連帯保証人になることについて、法人の事業として位置づけを行ったことがわかる書類（定款又は寄付行為の写し、法人が原本証明したもの）
  - 【外国人留学生を含む外国籍の方】
  - ◎在留カードの写し
  - ◎所得証明書を提出できない場合、そのことについての弁明書
  - 生活保護受給世帯の方 …… 生活保護受給証明書
  - 中高年離職者として申し込む方 …… 離職証明書
  - ※中高年離職者 …… 入学時45歳以上かつ前職離職後2年以内

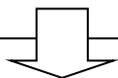
- ③ 県社協において書類審査をし、貸付けの可否を決定。
- ④ 貸付けの可否を在学中の養成施設を経由して申請者に通知。
- ⑤ 在学中の養成施設を経由して貸付契約書等、借用証書を提出。
  - ◎借用証書（別記要領様式第25号）
  - ◎修学資金貸付契約書2通（別記要領様式第14号-①）
    - ※高等教育の修学支援制度により貸付金額を変更する場合は、一部変更契約書を取り交わします。
  - ◎個人情報に関する同意書（別記要領様式第39号）
  - ◎振込口座（登録・変更）届出書（別記規程様式第1号）

- ⑥ 指定された口座に資金の送金。

交付の時期は、4月、7月、10月、1月の予定です。  
（交付時期は変更になることがあります。）

※貸付初年度は9月、10月、1月の3回を予定。初年度の1回目は6か月分の送金を予定しています。

進級した場合



卒業

⑦ 複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、養成施設を  
経由して以下の書類を県社協に提出。

◎在学証明書（新年度のもの）

◎成績証明書